

社会福祉法人永世会 行動計画

「女性の活躍推進」や「ワーク・ライフ・バランス」を推進し、当法人で働く全ての職員が、その能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年8月1日～令和8年7月31日までの5年間

2. 内容

《次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画》

目標1：事業所内保育施設を設置・運営する。

＜対策＞

- 令和3年8月～ 設置に向けた打ち合わせを開始する。
- 令和4年4月～ 設置に向けた具体的な取り組みを開始する。（図面や見積もりの依頼等）
- 令和6年度～ 事業所内保育施設を開所し、運営していく。

《次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画》

目標2：「子ども参観日」を実施する。

＜対策＞

- 令和3年8月～ 設置に向けた打ち合わせを開始する。
- 令和4年度～ 子ども参観日を年1回以上実施していく。

《次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画》

《女性活躍推進法に基づく行動計画》

目標3：全職員の残業時間を月平均0.5時間（30分）以内とする。

＜対策＞

- 令和3年8月～ 業務内容の洗い出しを行い、業務内容を見直すとともに、増員募集を開始する。
- 令和4年度～ 新たな業務内容や職員体制により、残業時間を月平均0.5時間（30分）以内を実施し達成する。達成後は、維持する。

3. 女性の活躍に関する情報公表 【2021年4月現在】

管理職に占める女性労働者の割合 57%